

北九州市監査公表第10号

令和7年7月29日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	梅	田	久	和
同	鷹	木	研	一
同	大	久	保	無
				我

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西 満信、同 廣瀬 隆明（令和7年3月31日任期満了）、同 梅田 久和（令和7年4月1日就任）、同 村上 幸一（令和7年2月9日任期満了）、同 奥村 直樹（同前）、同 鷹木 研一郎（令和7年3月26日就任）、同 大久保 無我（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の1団体を抽出し、令和5年7月から令和6年10月末日までの当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

（1）北九州市住宅供給公社

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和6年11月7日から令和7年5月22日まで

4 事業の概要及び監査の結果

（1）北九州市住宅供給公社

ア 事業の概要

(ア) 目的

北九州市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、地方住宅供給公社法に基づき昭和４０年１２月２１日に設立された法人である。

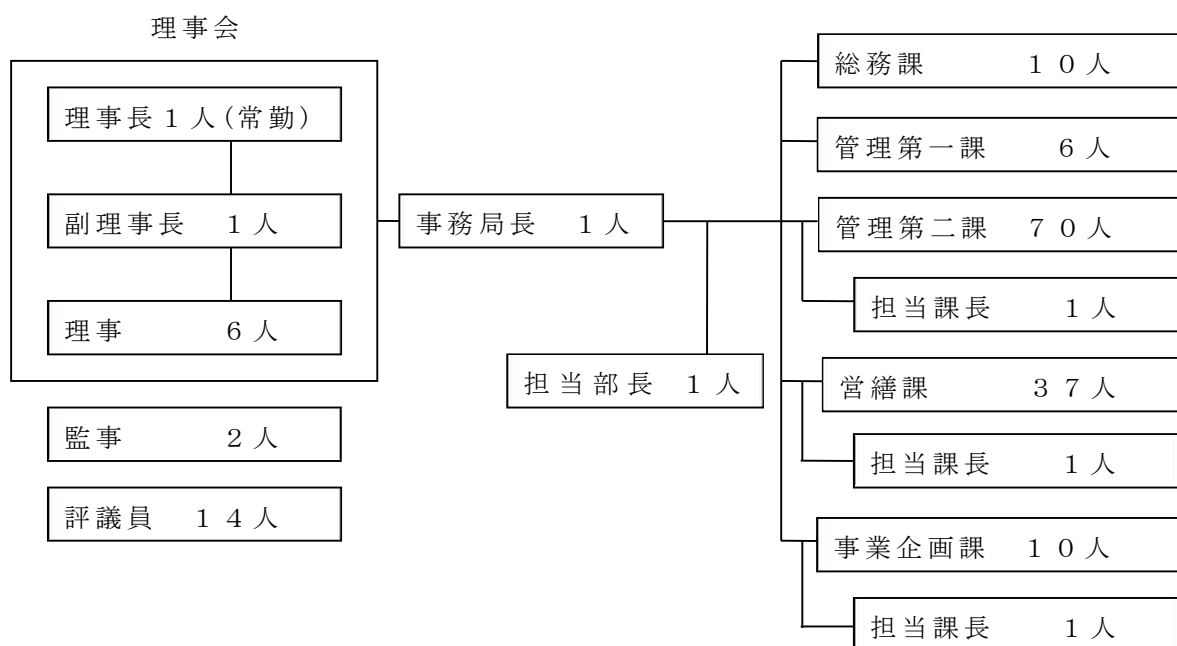
(イ) 現況

公社は、前記の事業目的を達成するため、賃貸管理事業及び市営住宅の管理受託住宅管理事業等を行っている。

(ウ) 組織等

公社の組織は、次のとおりである。

（令和６年１０月３１日現在）



（常勤役職員 合計 139 人）

(エ) 市との関係

市は、公社の設立に当たり、資本金１，０１４万円の全額を出資しているほか、賃貸住宅建設事業資金の貸付け等を行っている。

また、市営住宅の維持管理事業等について、平成１８年度から３年

間指定管理者に指定した。さらに平成21年度からは、公営住宅については管理代行制度を導入して管理代行者とし、改良住宅等については引き続き指定管理者に指定している。管理運営費等として令和5年度は39億6,411万円の委託料を支出している。

イ 監査の結果

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務及び工事は適正に処理されていた。

公社の令和5年度の収支状況を見ると、経常利益、当期純利益ともに1億5,952万円となっている。前年度と比べて2,382万円減少したものの、賃貸管理事業による安定した経常利益により、直近5年間ではコンスタントに経常利益、当期純利益を計上している。

公社は、多様化する住宅事情や社会情勢の変化に対応しながら、市における住宅施策の一翼を担いつつ、健全な経営を続けている。

今後とも、「中期経営計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、「賃貸管理事業」においては、既存のストック（土地・建物）を最大限に活用し、市の住宅施策の課題解決モデルとしての役割を果たす事業を推進すること、「市営住宅の管理受託住宅管理事業等」においては、これまで蓄積したノウハウをもとに、今後も業務の効率化と市民サービスの向上を図ること、これらを通して、市民への良好な居住環境の供給に寄与することを期待する。